

海上災害防止センター荷役立会業務等受託約款

【火薬類/危険物/放射性物質/その他】

(目的)

第1条 この【火薬類/危険物/放射性物質/その他】荷役立会業務等受託約款(以下「本約款」という)は、委託者から一般財団法人海上災害防止センター(以下「センター」という)が受託する【火薬類/危険物/放射性物質/その他】荷役立会業務等(以下「本業務」という)を遂行するために、委託者とセンターとの間で締結される契約を円滑に履行するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 委託者及びセンターは、本約款に従って契約を履行するものとする。

2 前項の場合のほか、既に委託者とセンターとの間で別途個別契約を締結している場合など本約款の定めるところと相違する場合、その部分に限り、本約款の規定は適用除外若しくは修正されたものとみなす。

(本業務の内容)

第3条 本業務とは、火薬類荷役立会業務、危険物荷役立会業務、放射性物質漏洩点検業務、その他荷役立会業務及びその他漏洩点検業務をいう。

2 火薬類荷役立会業務及び危険物荷役立会業務は、火薬類の荷役及び危険物の荷役に際し、荷役現場に立ち会い、荷役作業における安全管理、危険防止等に対する支援を行う。

3 放射性物質漏洩点検業務は、放射性物質積載船に積載されている放射性物質に係る当該格納容器からの漏洩放射線量の測定を行う。

4 その他荷役立会業務及びその他漏洩点検業務は、火薬類、危険物及び放射性物質以外の物質に対する前2項に類似する業務を行う。

(信義誠実)

第4条 委託者及びセンターは、相互の信頼のもと互いに協力して信義を守り、誠実に個別契約を履行するものとする。

(契約の成立)

第5条 本業務の契約は、委託者が本約款に同意のうえセンターに申込みものとし、次の各号記載の時点で成立するものとする。

(1) 委託者が、【火薬類/危険物/放射性物質/その他】荷役立会業務等申込書を記入のうえ提出し、それをセンターが受理したとき。

(2) 委託者からの荷役立会業務等依頼書、電話等口頭による申込み、電子メール・ファクシミリ等による申込みに対し、センターが受託を承諾したとき。

(3) 委託者の依頼によりセンターが見積書を作成し、委託者に交付を行い、委託者がこれを承諾したとき。

(業務の着手と結果報告)

第6条 本業務の着手は、委託者からセンターに本業務の実施依頼があり、センターがこれを承諾した場合であって、本業務当日、センターが実施場所に向け移動を開始したときとする。

2 センターは、委託者から本業務の実施について報告を求められたときは、委託者と協議して定められた期間内に本業務の実施結果を報告書としてまとめ、委託者に報告するものとする。

3 センターは、前項に定める報告書の写しを控えとして作成のうえ、報告書提出後3年間保管するものとする。

(検収と委託料[荷役立会業務等料金]の支払い)

第7条 センターは本業務の履行後、前条第2項の規定に基づき委託者に対し本業務の報告書を提出し、委託者は提出を受けた報告書を検収する。

2 委託者による前項の検収後(前条第2項の報告を要しないときは本業務履行後)、センターは委託者に本業務に係る料金の請求書を提出し、委託者は請求書を受領した日の翌々月末までにセンターの指定する口座に振込むものとする。

3 本業務に係る料金については、別途定める料金表に従うものとする。

4 前2項に定めるもののほか、支払いに関し必要な事項は、別途協議するものとする。

(秘密保持)

第8条 センターは本業務の実施に必要と委託者が考える範囲内において、委託者がセンターに提供・開示した情報及び本業務の結果並びにその他本業務遂行にあたり知り得た委託者の営業上、技術上の情報(以下「秘密情報」という)について、委託者の書面による事前同意なしにこれらを第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本業務遂行以外の目的に使用しないものとする。ただし、次の各号の一つに該当する情報についてはこの限りでない。

(1) 委託者から秘密情報の提供又は開示を受ける前にセンターが所有し、又は取得していたことを立証し得る秘密情報

(2) 委託者から秘密情報の提供又は開示を受ける前に印刷物等により既に公知となっていた秘密情報

(3) 委託者から秘密情報の提供又は開示を受けた後、センターの責めによらず公知となった秘密情報

(4) 委託者から秘密情報の提供又は開示を受けた後、センターが正当な権限を有する第三者から合法的に入手した秘密情報

2 センターは、委託者から本業務を依頼された事実について第三者に開示し、又は漏洩しないものとする。

3 前2項の規定に拘らず、センターが本業務の全部又は一部を第三者へ委託するときは、センターは秘密情報を当該再委託先へ開示することができる。ただし、センターは当該再委託先に対し、センターが前各項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させるものとする。

4 本条の各項の規定は、契約が締結され結果報告書の提出後5年間を経過するまで有効とする。

(情報の提供)

第9条 委託者は、本業務遂行に必要な情報等をセンターへ提供する。

(免責)

第10条 センターは、天災地変その他センターの責に帰する事のできない事由により本業務の遂行が困難になったときは、これによって生じた委託者の損害を賠償する責めを免れることができる。

2 委託者が本業務の結果を利用することにより生じた損害について、センターは一切の責任を負わないものとする。

3 センターの本業務の方法に過失があったと認められるとき、センターは委託者と協議のうえ、次に掲げるいずれかの方法により必要な補償を行う。

(1) センターの費用負担により、依頼された本業務を再実施する。

(2) 委託者から支払われた委託料(荷役立会業務等料金)の範囲内で委託者が蒙った損害を賠償する。

4 センターは、本業務の結果について、いかなる第三者の知的財産権にも抵触しないことを保証しない。

(協議)

第11条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に関して疑義が生じた場合、両者誠意をもって協議を行いその解決をはかるものとする。